



平成 21 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 J P ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 山口 洋
(JASDAQ ・ コード 2749)

問合せ先
役職・氏名 常務取締役管理本部長 萩田 和宏
電話 052-933-5419

株式の分割及び単元株制度の採用並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 10 日開催の取締役会において、株式の分割及び単元株制度の採用並びに定款の一部変更について下記の通り決議いたしましたので、お知らせ致します。

記

1. 株式分割の目的

投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるため、株式分割を実施することにより投資金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図る事を目的と致します。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 21 年 2 月 28 日 (土) を基準日として、同日最終の株主をもって普通株式を 1 株につき 500 株の割合をもって分割する。

(2) 分割によって増加する株式数

平成 21 年 2 月 28 日 (土) 最終の発行済株式総数に 499 を乗じた株式数と致します。

(3) 日程

基準日の公告日 平成 21 年 2 月 11 日 (水)

基準日 平成 21 年 2 月 28 日 (土)

効力発生日 平成 21 年 3 月 1 日 (日)

【ご参考】

(1) 今回の株式分割に際して、資本金の増加はありません。なお、平成 21 年 1 月 31 日時点の資本金は、513,790,000 円であります。

(2) 株式分割により発行する株式数を具体的に明示していないのは、新株予約権 (ストック・オプション) の行使により分割基準日までの間に発行済株式総数が増加する可能性があり、分割基準日現在の発行済株式総数が確定出来ないためであります。なお、平成 21 年 1 月 31 日現在を基準として株式の分割により増加する株式数を試算しますと、次のとおりであります。

平成 21 年 1 月 31 日現在の当社の発行済株式数

15,366 株 (平成 21 年 1 月 31 日現在)

今回の分割により増加する株式数

7,667,634 株

株式分割後の当社の発行済株式総数

7,683,000 株

(3) 今回の株式分割に伴い、平成 21 年 3 月 1 日以降当社発行の新株予約権の権利行使価額を以下のとおり調整を致します。

新株予約権	取締役会決議日	調整後 行使価額	調整前 行使価額
第1回新株予約権 (平成 14 年 6 月 20 日株主総会決議)	平成 15 年 5 月 26 日	250 円	125,000 円
第3回新株予約権 (平成 16 年 6 月 29 日株主総会決議)	平成 16 年 12 月 15 日	880 円	440,000 円
第4回新株予約権 (平成 17 年 6 月 29 日株主総会決議)	平成 17 年 9 月 13 日	745 円	372,300 円
第5回新株予約権 (平成 17 年 6 月 29 日株主総会決議)	平成 18 年 4 月 20 日	756 円	378,000 円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

前記、株式分割の効力発生日、平成 21 年 3 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株と致します。

(2) 採用の日程

効力発生日 平成 21 年 3 月 1 日 (日)

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

前記、株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく、取締役会決議により平成 21 年 3 月 1 日付をもって当社定款の一部変更を行うものであります。

①株式の分割の割合を勘案して、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更するものであります。

②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 6 条の 2 を新設するものであります。

③第 6 条の変更及び第 6 条の 2 の新設の効力発生日を定めるため、附則第 1 条を新設するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>59,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>29,500,000</u> 株とする。
(新 設)	<u>(単元株式数)</u> <u>第6条の2 当会社の単元株式数は、100 株とする。</u>
(新 設)	附 則
(新 設)	<u>第1条 第6条の変更及び第6条の2の新設の効力発生日は、 平成21年3月1日とする。</u>